# 第63回「法の日」週間行事を実施しました

10月1日は「法の日」です。

「法の日」は、昭和35年、政府によって「国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。これに基づき、裁判所、法務省及び日本弁護士連合会では、毎年10月1日からの1週間を「法の日」週間としています。広島県内では、この「法の日」週間にあわせて、裁判所・検察庁・法務局・弁護士会・法テラスが協力し様々な行事を行っています。

ここでは、実施した行事の中でも主な行事である「法の現場」見学ツアーについて紹介します。

# **令和4年度実施**

#### ツアーの概要

#### ・内容

各機関の施設見学及び業務説明など

#### ・実施日時

<Aコース> 10月14日(金) 13:30~16:35
<Bコース> 10月18日(火) 8:45~11:50
<Cコース> 10月26日(水) 13:30~16:35

#### ・見学先

< A コース> 広島地方検察庁→広島家庭裁判所→広島弁護士会 < B コース> 広島地方裁判所→広島地方検察庁→法テラス広島 < C コース> 広島弁護士会→広島地方裁判所→広島法務局

#### ・所要時間

各コース 約3時間5分 (1機関当たりの見学時間は50分程度)

・定員

各コース 10名

#### 参加者の感想

- ・ なかなか入る機会のない場所を見学できてよかっ た。貴重な経験となった。
- ・ 法曹機関というと怖いイメージがあったが、どの機 関でも優しく質問に答えてくれた。
- 将来の進路を考える上で参考になった。
- 現場の空気感を感じたり、テレビ等で聞いたことと 実際の現場の違いを学ぶことができた。
- 司法の場を身近に感じることができ、とても有意義な時間だった。

ツアーの様子は次ページから

# 

#### 広島地方検察庁



#### 広島家庭裁判所



#### 広島弁護士会



検察官から検察庁の業務 について説明(写真)が あり、検察官執務室や被 害者相談室などを見学し ていただきました。 職員から家庭裁判所の役割 について説明があり、少年 審判廷(写真)や調停室、 家族面接室などを見学して いただきました。

弁護士から弁護士会の活動 や各法律相談センター事業 について説明があり、弁護 士会館を見学(写真)して いただきました。

## 

#### 広島地方裁判所



#### 広島地方検察庁



#### 法テラス広島



職員から裁判所の役割や 裁判の仕組みについて説明(写真)があり、裁判 官席に座るなどの体験を していただきました。 検察官から検察庁の業務 について説明(写真)が あり、検察官執務室や被 害者相談室などを見学し ていただきました。

職員及び常勤弁護士から法 テラスの業務やスタッフ弁 護士の役割について説明 (写真)があり、事務室を 見学していただきました。

## ○ 分和4年10月26日(水) 13:30~16:35

#### 広島弁護士会



#### 広島地方裁判所



#### 広島法務局



弁護士から弁護士会の活動 や各法律相談センター事業 について説明があり、弁護 士会館を見学(写真)して いただきました。 職員から裁判所の役割や 裁判の仕組みについて説明(写真)があり、裁判 官席に座るなどの体験を していただきました。

職員から法務局の概要について説明(写真)があり、 登記申請窓口や供託に関する事務を行う事務室などを見学していただきました。